

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年8月21日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 グループ財務担当取締役
(Group Finance Director)
トゥーシャー・モーザリア
(Tushar Morzaria)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 樋 口 航

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 貴 大
同 村 上 遼
同 佐 藤 尋 哉

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【届出の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした売出金額】 481,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 該当なし。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年7月31日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、売出券面額の総額、売
出価額の総額、発行される社債券面額の総額及び約定日が決定いたしましたので、関係事項を本
訂正届出書により下記のとおり訂正するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

1 売出有価証券

売出社債（短期社債を除く。）

2 売出しの条件

3 【訂正箇所】

訂正した箇所には下線を付しております。但し、タイトルとして下線が付されている箇所を除
きます。

第一部【証券情報】

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

<訂正前>

- 前略 -

売出券面額の総額又は売出 振替社債の総額	<u>300,000,000円</u> （予定）(注2)	売出価額の総額	<u>300,000,000円</u> （予定）(注2)
-------------------------	------------------------------	---------	------------------------------

- 中略 -

（注2）本社債に関する未定の発行条件は、本社債の需要状況を勘案した上で、2017年8月下旬頃に決定される予定である。

- 後略 -

<訂正後>

- 前略 -

売出券面額の総額又は売出 振替社債の総額	<u>481,000,000円</u> (注2)	売出価額の総額	<u>481,000,000円</u> (注2)
-------------------------	--------------------------	---------	--------------------------

- 中略 -

（注2）ユーロ市場で発行される本社債券面額の総額は481,000,000円である。

- 後略 -

2【売出しの条件】

< 訂正前 >

- 前略 -

(注4) 対象株式発行会社の新たな継続開示書類の提出を知った場合、又はその他一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日、発行日(2017年8月29日を予定している。)及び満期日を概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

社債の要項の概要

- 中略 -

16. 定義

- 中略 -

「異常な市場障害」とは、

約定日(2017年8月21日(予定))以降における、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行を妨げたと発行会社が決定する、異常な事象又は状況((国内外の)法律の制定、(国内外の)公共機関の介入、自然災害、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況を含むがこれらに限らない。)をいう。

- 中略 -

「発行会社課税事由」とは、

英国(又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関)における法律若しくは規則の変更若しくは改正、かかる法律若しくは規則の適用若しくは公的解釈に関する変更、又は課税当局による決定、確認若しくは勧告であって、約定日(2017年8月21日(予定))以降に効力が生じるものにより、発行会社が本要項第5項に基づき追加額の支払を義務付けられるか、又はかかる支払を義務付けられることが相当程度見込まれることをいう。

- 中略 -

「法の変更」とは、

本社債の約定日(2017年8月21日(予定))以降、適用される法律、規則、規程、命令、判決若しくは手続(税法、並びに適用ある規制当局、税務当局及び/又は取引所の規則、規程、命令、判決又は手続を含むがこれらに限らない。)の採択若しくは公布若しくは変更、又は 正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局(米国商品先物取引委員会又は関連する取引所若しくは取引施設を含むがこれらに限らない。)による適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示(税務当局が講じたあらゆる措置を含む。)により、発行会社が、(a)約定日において関連するヘッジ当事者が想定していた方法での発行会社及び/若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の保有、取得、取引、若しくは処分が、違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか、又は(b)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が(x)本社債に基づく自身の義務の履行において(租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。)、若しくは(y)本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分において、負担する費用が著しく増加することになると判断した場合をいう。

- 後略 -

< 訂正後 >

- 前略 -

社債の要項の概要

- 中略 -

16. 定義

- 中略 -

「異常な市場障害」とは、

約定日(2017年8月21日)以降における、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行を妨げたと発行会社が決定する、異常な事象又は状況((国内外の)法律の制定、(国内外の)公共機関の介入、自然災害、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況を含むがこれらに限らない。)をいう。

- 中略 -

「発行会社課税事由」とは、

英国(又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関)における法律若しくは規則の変更若しくは改正、かかる法律若しくは規則の適用若しくは公的解釈に関する変更、又は課税当局による決定、確認若しくは勧告であって、約定日(2017年8月21日)以降に効力が生じるものにより、発行会社が本要項第5項に基づき追加額の支払を義務付けられるか、又はかかる支払を義務付けられることが相当程度見込まれることをいう。

- 中略 -

「法の変更」とは、

本社債の約定日(2017年8月21日)以降、適用される法律、規則、
規程、命令、判決若しくは手続(税法、並びに適用ある規制当局、
税務当局及び/又は取引所の規則、規程、命令、判決又は手続を含
むがこれらに限らない。)の採択若しくは公布若しくは変更、又は
正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局(米国商品
先物取引委員会又は関連する取引所若しくは取引施設を含むがこれ
らに限らない。)による適用される法律若しくは規則の公式又は非
公式の解釈の公表、変更若しくは公示(税務当局が講じたあらゆる
措置を含む。)により、発行会社が、(a)約定日において関連する
ヘッジ当事者が想定していた方法での発行会社及び/若しくはその
関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本
社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為
替に関する契約の保有、取得、取引、若しくは処分が、違法となる
か、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違
法となったか、又は(b)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が
(x)本社債に基づく自身の義務の履行において(租税債務の増加、税
制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利
な影響による場合を含むがこれらに限らない。)、若しくは(y)本社
債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オ
プション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の取
得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分において、負担
する費用が著しく増加することになると判断した場合をいう。

- 後略 -